

# 八幡浜地区施設事務組合消防職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

〔平成13年 4月 1日〕  
規則第3号

改正 平成17年 3月28日規則第 2号 平成18年 3月22日規則第 1号  
平成28年 3月29日規則第 1号

## (目的)

第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例（昭和58年条例第11号）第2条の規定により準用する八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年八幡浜市条例第46号）第3条第1項の規定に基づき、給料表の初任給、昇格、昇給等の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (準用規定)

第2条 八幡浜地区施設事務組合消防職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則については、八幡浜市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年八幡浜市規則第30号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

## (補足)

第3条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成18年規則第1号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。